

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十七号

#### と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十八年広島県規則第百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第一条 削除	<p>（書類の經由） 第一条 法、政令、省令及びこの規則によつて知事に提出する書類は、すべて食肉衛生検査所長を經由しなければならない。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。